

議案第 51 号

字の区域の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条第 1 項の規定により、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 89 条の 2 第 10 項において準用する同法第 54 条第 4 項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

変更調書

1. 清水字松西坂に編入する区域

字	地番
西畑字栗尾	399番2、399番4、400番3、400番4及び400番9の全部
西畑字大谷	402番2、402番3、404番3、405番、406番、410番3、410番4、410番5、410番6及び水路の一部
清水字中尾	1558番6の一部

2. 西畑字大谷に編入する区域

字	地番
西畑字栗尾	388番2の全部 道路及び水路の一部
清水字松西坂	1518番2、1523番2、1523番3、1524番3及び1524番4の全部 1506番、1507番、1507番1、1518番1、1519番2、1523番3及び 道路の一部
清水字中尾	1557番4、1558番7、1559番2及び1562番2の全部 1558番6及び水路の一部

地番については、令和2年1月20日現在の地番である。